

東邦ビジネスライン事業者カードローンカード規定

1. (カードの利用)
 - (1) カードは、当行の現金自動支払機（現金自動預金・支払機を含む。以下「支払機」という。）を使用して、当座貸越借入金（以下「貸越金」という。）の払出（以下「払出」という。）をする場合に利用することができます。この場合、この規定に定めのない事項については「東邦ビジネスライン契約書（カード口）」（以下「契約書」という。）により取扱います。
 - (2) 提携行の支払機を使用して、払出はいたしません。
2. (支払機による払出)
 - (1) 支払機を使用して払出すときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号により金額を指定してください。この場合、当行所定の払戻請求書の提出は必要ありません。
 - (2) 支払機による払出は、千円単位として1回あたりの払出金額は、当行が定めた範囲内で、1日の払出限度金額は100万円といたします。
3. (払戻請求書による窓口での払出)
 - (1) 払戻請求書による取扱いは東邦銀行の本支店窓口でのみ取り扱います。
 - (2) 提携行の窓口では、払出はいたしません。
4. (支払機故障時の取扱い)

停電、故障等により当行の支払機が停止し、その取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口で当行所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出して、当行が定めた金額を限度として、払出をすることができます。
5. (カードによる出金金額の通帳記入)

支払機または窓口でカードにより払出した金額の通帳への記入は、通帳を当行本支店の窓口へ提出されたときに行います。
6. (カードの紛失、届出事項の変更等)
 - (1) カードを紛失したとき、または氏名、その他届出事項に変更のあったときは、ただちに当行所定の手続によってカード発行店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (2) カードを紛失した場合等のカードの再発行は、暗証番号を変更のうえ新たな暗証番号届を提出された後に行います。この場合、相当の期間を要することがあります。
7. (暗証番号照合等)
 - (1) 支払機によりカードを確認し、支払機操作の際、使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、払出をした場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (2) 当行の窓口においてカードを確認し、当行への届出事項の内容と払戻請求書に記載された内容の一致を確認のうえ取扱いました場合にも、前項と同様とします。
8. (カード利用期限)
 - (1) カードの利用期限は、契約書に定める当行との約定による取引期限までとします。この場合、カードに利用期限等の表示はいたしません。
 - (2) 期限切れのカードは、発行店にただちにご返却ください。期限の切れたカードは利用できません。
 - (3) 契約書に定める当行との約定により取引期限が延長された場合は、カードの利用期限も延長され、以後も同様とします。
9. (解約等)
 - (1) 取引の解約または終了に際しては、ただちに東邦事業者カードローン通帳とともにカードを発行店にご返却ください。
 - (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合は、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行から請求があり次第ただちに東邦事業者カードローン通帳とともにカードを発行店にご返却ください。
10. (譲渡・質入等の禁止)

カードは、譲渡・質入または貸与することはできません。
11. (規定の変更等)
 - (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
 - (2) (1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以 上